

# 災害賠償ありまで回路 証人 上野

9.28裁判  
46回公判

万田作業所の  
実態について

このような証言は、まともな証  
り」などと述べました。

「九・二八患者十六人が入所し  
たが、現在は三人で全員が三池労  
組員である。三十八年の万田作業  
所のCO患者は、「九・二八の患者  
は本当にCO患者ではないから四  
十二年の協定と同じ取り扱いをす  
ることをいやがつて」と聞い  
ている」

追悼、武田潮さん

九・二八(昭和四十二年、三川鉱坑内火災での損害賠償請求事件)第四十六回公判は十一月七日午後一時二十分から福岡地裁で開かれ、前回に引きついで余社側上野幸男証人に對する被告代理人による主尋問が続行されました。以下はその概要です。

## 労災認定について

まず労災認定について前回の補充尋問があり、

「三池労組は多人数で監督署や監督局に押しかけ、申請者全員をCO患者に認定するよう要求した」

「新労と職組は科学的、客観的判断を求めて陳情した。署長が診断の内容に多くの問題があつても、組織上のバランスを考えた」と発言したのは、個々に問題があつても無視できない。災害と無関係でない組合からの文書があつたうれしい。組合の反発を少しだと考えたのではないか」が、自

然と考えたのではないか」が、昭和五十四年十二月には全員

組織も同調した」などと述べまし

た。

「三池労組は昭和四十五年九月

遅れた理由は「十一・九の傷害認

の患者がいるが、係員を三人配置

などとして裁判をしている。谷端証

「医療的にも早い時期に復帰で二十四日、金社を相手に訴え、定めぐって紛争の最中であり、三十日もと著れる。復帰者の組織告訴したが、不起訴になつた。こ

れは監督局が現場検証が不可能

である」

「被害が軽いにもかかわらず出

現されたのが当然といふよ

うな態度で証言しました。

「三池労組は、社会復帰のた

めに遅延してはならない」

「昭和四八年九月、六年経つ

るもようなおかしい現象があつた」

「これで事件は落着した」と起訴

されなかつたのが当然といふよ

うな態度で証言しました。

「治の認定される前に大半の

人が職場復帰してたし、復帰料

をもらひ、また休業する者がい

り、復帰が先で治の認定が後にな

めに繰り返しの訓練が必要だが、

それが行われず、七級(年金)を

獲得するために軽作業しかせず、

とだった」と、係員が勝手な判断

で書いた報告書を、いかにも客觀

的で書いた報告書を、いかにも客觀

的で書いた報告書を、いかにも客觀</p